診療情報提供書（医師との連絡票）

福島市内病児保育事業者　宛

≪主治医の先生へ≫
　下記の児童について、病児・病後児保育が可能である場合は診療情報提供書のご記入をお願い致します。

【保護者記入欄】

お子さんの名前		性別	男・女
生年月日	年　　月　　日　生　（　　歳　　か月）		

【医師記入欄】

病名	
保育の留意点	・室内保育（室内で普通に遊んでよい） ・室内安静（ベッド上での生活が主、静かな遊びは可） ・隔離室で隔離
処方薬	・あり　（薬事情報参照）　　・なし
・特記事項あればご記入お願い致します。 令和　　年　　月　　日 医療機関 担当医師	

※この書類の記入について診療報酬は発生しません。

【問い合わせ先】
・みらい・ゆめ保育園病児保育室　TEL　０２４－５６３－７７１６
・アイグラン保育園福島大森　　TEL　０２４－５７２－５４１７
・ほっこりパンダっこ　　TEL　０２４－５７２－４８４２
・もりあい認定こども園　　TEL　０２４－５７３－２８００

病児・病後児保育受け入れ基準

1. 各感染症と目安となる許可基準

① インフルエンザ（3 日目に熱がなく 4 日目から隔離室で利用可）
② 新型コロナウイルス感染症（発症後 5 日間経過し解熱していれば隔離室で利用可）
③ おたふくかぜ（症状が安定し、頭痛や嘔吐がなければ隔離室で利用可）
④ 水痘（発熱の有無と医師の判断で利用可）
⑤ 百日咳（抗菌薬内服後 5 日経過していれば利用可）
⑥ 咽頭結膜熱（症状が安定していれば利用可）
⑦ 溶連菌感染症（抗菌薬内服を開始していれば隔離室で利用可）
⑧ ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎（下痢や嘔吐が治まり、水分摂取が可能であれば隔離室で利用可）
⑨ 流行性角結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）
⑩ 急性出血性結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）
⑪ マイコプラズマ感染症（抗菌薬内服を開始し、咳が改善するまでは隔離室で利用可）
⑫ 手足口病（症状が安定していれば利用可）
⑬ 伝染性紅斑（症状が安定していれば利用可）
⑭ ヘルパンギーナ（症状が安定していれば利用可）
⑮ RS ウイルス感染症（症状が安定していれば利用可）
⑯ 帯状疱疹（利用可）

2. 病児・病後児保育を利用できない病状・症状

① 伝染性疾患（他児に感染する恐れの強いものの急性期）
※麻しん・風しん・水痘・おたふくかぜ・インフルエンザ・流行性角結膜炎・ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎など
② 38.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている場合
③ お預かり時に 38.5℃以上の熱がある場合
④ 嘔吐・下痢が続き脱水症状の兆候がある場合
⑤ 皮膚や唇が乾燥している・ぐったりして活気がない等
⑥ 咳や喘鳴（ゼーゼー）がひどく、呼吸が苦しい状態
⑦ 食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりができない状態
⑧ 基礎疾患があり感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い状態
⑨ てんかん発作、熱性けいれんが頻回に起こっている状態
（前回のけいれん発作から 48 時間以上経過していない）
⑩ 入院等の措置が必要と考える状態